

第3回秋田県受動喫煙防止対策検討委員会

議事概要

- 1 日 時 平成28年1月20日(水) 午後3時30分～5時00分
- 2 場 所 ルポールみずほ
- 3 委員の出席
出席委員数： 12名
欠席委員数： 0名
- 4 議 事
 - (1) 報告事項
 - ① 「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案」に関する意見募集結果について
 - (2) 協議事項
 - ① 秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案について
 - ② その他
 - (3) その他
 - ① 委員からの情報提供(ネオニコチノイド系農薬について)

議 事

開会宣言後、事務局から4－(1)について説明が行われた。

(4－(2) 協議事項「①秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案」)

○**委員長** それでは、「秋田県受動喫煙防止対策ガイドライン案」について、事務局から一括して説明をお願いします。

〈事務局から説明〉

○**委員長** ただいま、事務局から「ガイドライン案」について説明があったが、委員の皆様様の御意見を伺いたい。事務局資料をもとに、追加、修正、削除していただきたい。「資料3」で、前回までの検討委員会でガイドラインについていただいた主な意見を配布しているのので、それも参考に、御意見をいただきたい。

○**齊藤育雄委員** 今回で検討委員会も3回目である。前回までの検討委員会の内容を踏まえ、今回の「ガイドライン案」を事務局に作成していただいたが、伺いたいことがある。まず、「ガイドライン案 資料編」の表示ステッカーの例についてである。例として3種類が記載されているが、どのようにして決められたのか。京都市の事例では6種類の表示ステッカーがある。「ガイドライン案 資料編」の3種類の表示ステッカーを見ると、全てが禁煙を示しているように感じる。京都市では、禁煙のマークの他に喫煙のマークを使用し、「禁煙と喫煙エリアが壁等で区切られております」等、事細かな内容を記載している。

○**事務局** 「ガイドライン案 資料編」では表示ステッカーの例を記載している。飲食店等における店頭表示については、ガイドラインに基づいて、県民が自らの意思で受動喫煙を避けられる環境となるように、検討していく予定である。あくまでも例であるため、実際に事業を行う際には意見などをいただきながら進めていく。

○**齊藤育雄委員** 一例であるからこそもっと詳しく記載する必要がある。見る人は禁煙ありきと感じてしまう。受動喫煙の検討委員会であるから分からなくも無いが。しかし、色々な選択があることを県民に知らせることも一つではないか。片手落ちにならないようお願いしたい。今回の記載が一例であることは承知しており、よろしいことではある。

○**委員長** そのような御理解であるならよいと思う。

○**齊藤育雄委員** もう一点は、「ガイドライン案4－(3)【段階的な措置の例】」についてである。始めに、「表示」の説明に「禁煙区域と喫煙可能区域を明確に表示します」とあるが、このように記載するのであれば、やはり表示ステッカーの例として、喫煙可能等のステッカーがあった方が良好だろう。次に、「時間分煙」の説明に「やむを得ず」とあるが、これも全面禁煙が大前提であるように感じるため、再度考えていただきたい。最後に、「空間分煙」は飲食業界としてはありがたいが、注釈※印（以下：注釈）で「資料編分煙の方法参照」とある。空間分煙の説明に「可能な限り」という言葉を加え、「たばこの煙が可能な限り流れ出ないようにする」という記載にしていきたい。

また、「5 受動喫煙防止の環境づくりのための各機関の役割」の事業者等についての説明で「自己の施設の受動喫煙の取り組みについて、積極的に情報提供を行う」とあり、これについては、これまでもやってきており、今後も確実にやっていくので良いが、例で「広告を行う際に禁煙であること等の情報を掲載する」となっており、「禁煙」のみの記載である。「禁煙・喫煙可能」と両方記載した方が、表示を見た県民にも分かりやすく、親切であるだろう。

○**委員長** このことについて、事務局から回答を願いたい。

○**事務局** 記載は一例であり、これですべてというわけではない。新年度に入ってから、実際に貼付するデザイン等について、具体的に検討させていただく。すでに自主的に貼付しているお店等もあるため、それらも考慮しながら決めていきたい。また、「時間分煙」の説明の「やむを得ず」という文言については、齊藤委員からもおっしゃっていただいたが、基本的には受動喫煙を防止したいというスタンスであり、その観点からも「時間分煙」は途中段階の措置であるという意味合いで、「やむを得ず」としている。「空間分煙」についても、資料編を参照となっているが、これらの対策に対応できないといった事業所もあると思うので、それらに関しては当面は「可能な限り」対応していただく、ということになると思う。しかし、文言として入れるかという点については、あくまでもスタンスとしては望ましい方向に進むべきであり、表現としては記載のとおりとさせていただきます。

○**鈴木委員** 齊藤委員の発言から、基本的なスタンスの違いを感じる。あくまでも本検討委員会には、受動喫煙を防止するという大前提がある。本検討委員会で、たばこを吸ってもいいとすることは、本検討委員会の目的に反することだと思う。本検討委員会が喫煙可能の表示をすることやガイドラインに記載することは趣旨に反することであり、受動喫煙防止対策ガイドラインの意味をなさない。喫煙可能の表示を、個人として示すことについては譲ることができるが、県としてガイドラインに記載して表示することにつ

いてはできないと思う。「県民の健康増進のため」と「ガイドライン案」に記載があり、県民の健康を害することを表現することはしてはいけないだろう。

○**浅利委員** 「県民の健康を守る」という大前提については理解している。しかし、ガイドラインとすることについては、考慮すべき点が大きく二つある。一点目として、様々な生き方を持った人々の中には反対をする人もいる。「勝手に決めたのだから、それは結構である。私達は守れない。」というものにはできるだけしたくない。業界の力不足ではあると思うが、世の中の方向性として、一定のルールや規範等が方向づけられたら、守っていききたいし、守らせていききたいと思う。実行面で上手くやらせたいという考えがあるので、現場で守られない要素が高いものであるのならば、文言をより慎重に検討していただきたい。また、私達の業界は、日々直接お客様に対応しており、傘下には多くの組合員やその家族がいる。それらの方々の考え方等も代表して発言している。他の委員の意見も理解できるが、背景や実行面について考慮していただきたいと第1回の検討委員会から重ねてお願いしている。

さらに、先ほど議論になったが、表示ステッカーが記載の3種類だけでないということで認識している。秋田県料飲組合や全国料飲組合などの組織が、受動喫煙を防止することを明示したいということで、5年前からポスター等の掲示をしている。これらを拒絶するようなものではないという認識であれば、選択としては入れて欲しいという願いは持っているが、そもそも受動喫煙防止のものであるので例示できないとすれば、事務局の回答のとおり組織内で説明してまいりたい。「空間分煙」については、新しい言葉であると思っている。分煙についても、「これは分煙ではない、これは一種の分煙である」など、境目や定義があるようで、また定義等も厚生労働省の定義など様々あるようだ。それらによって、「空間分煙」といった方法があるのだと思うが、齊藤委員がおっしゃったとおり、「仕切りのないものは分煙ではない」という意見もあれば、京都市の事例で分煙のための壁を設けていない表示もある。実効性を持たせるためにも、また業界としても守らせるためにも、「ガイドライン案 4-(3)【段階的な措置の例】」の「空間分煙」の説明については、始めの一文のみで文章を切っていただくことで誤解の余地が無くなる。また、「※資料編分煙の方法参照」の記載を削除した方が、内容の繋がりが良くなると思う。これらの変更が難しいのであれば、二行目の始めに「可能な限り」と加えていただきたい。

最後に京都市の事例では、京都市・京都府・京都商工会議所が参加して平成25年度に開始され、平成27年度にも同様に採択されている。秋田の私達だけが反対意見を述べているのではなく、京都のような様々な面で規制の厳しい革新的な都市・観光地で、多様なニーズ等を考慮して、このような事例となったのだらうと思う。是非とも参考としていただきたい。一点目は確認できたため安心できた。二点目の「空間分煙」についても、このような形でやっていただくのをお願いできれば、組合のメンバーにもよく説

明していきたい。事務局はじめ委員の皆様がここまで持ってきていただいたことも十分説明していきたいと思う。

○齋藤孝一委員 「資料3」に第1回の議事録の内容が記載されているが、私の発言の「労働基準法」の部分を「労働安全衛生法」に訂正願いたい。

また、第1回で私が発言してきたことが、今の内容につながる。厚生労働省でも、受動喫煙対策については平成の初め頃から取り組んでおり、ガイドラインも設けていた。そのガイドラインは法律の内容に盛り込むことで去年廃止となったが、技術的な内容に関しては通達として周知している。以前までは「時間分煙」や「空間分煙」といった方法があったが、「空間分煙」については平成の初め頃から使用された言葉で、馴染んだものである。今回周知された通達には、「飲食店やホテル等に喫煙可能区域を設ける考え方」があり、構造上そのエリアは空気が逆流しないような空気の流れとする」といった「設備による対応」が示されている。これは「時間分煙」や「空間分煙」とは異なる概念である。「ガイドライン案」に「時間分煙」、「空間分煙」の記載しかないことは、根本的に足りない。

「設備による対応」は、「禁煙」ではないけれども対応するといった、ホテル等の現実的な対応のことである。飲食店の中で、我々の対象は従業員の受動喫煙防止であるが、結果的にお客様の受動喫煙防止につながる。「設備による対応」ということを盛り込まないと、ホテル等は一步進めない。この「ガイドライン案」では「全面禁煙」や「時間禁煙」と記載されているが、大きな括りとして「設備による対応」という考え方が必要である。

「※資料編分煙の方法参照」とあるが、「ガイドライン案 資料編」には、二行のみの記載となっている。「設備による対応」の考えでは、多くの基準があるのだが、それらが一切記載されていない。考えられてもいない。かなり膨大な基準ではあるが、盛り込まなくては始まらないのではないかと思う。それを盛り込んだ上で、京都市の表示ステッカーの事例を考えると、一覧の二段目の表示ステッカーが「設備による対応」が講じられるパターンになる。このあたりが「ガイドライン案」には抜け落ちているように感じる。国の方でも「設備による対応」といった形でお客様対応の部分を考えており、盛り込むべきではないかと思う。

○鈴木委員 それは「空間分煙」とは異なるのか。

○齋藤孝一委員 分煙はしていない。煙が流れている。

○鈴木委員 それは「喫煙可能」ではないのか。

- 齋藤孝一委員 喫煙可能ではなく、「設備による対応」といった考え方である。
- 鈴木委員 それは意味があることなのか。
- 齋藤孝一委員 空気の流れが重要である。席数や空間広さなども考慮し、一酸化炭素濃度や浮遊粉じん濃度を基準値の中におさめる考え方のことである。「ガイドライン案 資料編」には、結果のみが記載されており、対策の方法が全く記載されていないのである。
- 鈴木委員 対策の内容については、各事業者に考えて、決めてもらうということではないのか。
- 齋藤孝一委員 しかし、すでに国では対策のやり方や基準を示している。
- 鈴木委員 国の対策を参照と一文加えれば良いのではないか。
- 齋藤孝一委員 そういう記載がない。この考え方を理解していただければ、対応をしていただけるだろう
- 委員長 「空間分煙」の説明にそういった機器を使った対策も含んでいるという考えであったが、別に資料編等に加える必要があるということか。
- 齋藤孝一委員 「時間分煙」でも「空間分煙」でもない新たな対策が今年示されたということである。「設備による対応」である。分煙していないので、分煙ではない。
- 委員長 従来までの喫煙席・禁煙席ではないような概念で「空間分煙」と記載しているのだが、違うのであれば別の用語で記載する必要があるということか。
- 齋藤孝一委員 国が新たな考え方を示しているのだから、わざわざそれに逆らう必要はないのではないかと思う。
- 委員長 逆らったものではないのではないか。
- 齋藤孝一委員 現実的に飲食店やホテルが「空間分煙」の考えで対策を講じることは難しいが、それらを補うために基準を設けたのである。ファンの性能や席数などが基準になっている。だから「時間分煙」や「空間分煙」とは異なる考え方である。

- 鈴木委員 表現するとしたらどうなるのか。
- 齋藤孝一委員 「設備による対応」となるだろう。
- 鈴木委員 空間を分けて、設備を設置して分煙したことのように思えるが。
- 齋藤孝一委員 従来の「空間分煙」の概念とは根本的に異なるものである。たばこを吸う場所と吸わない場所を分けるのだが、「設備による対応」では仕切り等で分けられていない。
- 園田委員 「席数×排気風量」によりトータルの必要換気量を計算し、そのための換気扇の容量を担保しなさいということである。
- 鈴木委員 それは「喫煙可能」ということで良いのではないか。
- 齋藤孝一委員 結果的に、設備により喫煙可能な区域とそうでない区域を分ける。
- 園田委員 店頭表示ステッカーと空間分煙について、JTとして意見を申し上げたい。京都市の事例は、京都市からのリリースを見てもらうと分かるとおおり、京都府・市はじめとして、商工会議所などを含めたありとあらゆる民間事業者の方々に組織を作り、その上でこのような店頭表示ステッカーを貼付していこうと、日本一の観光名所で締結された内容である。実際に店頭表示ステッカーを貼付する意味については、本検討委員会の御指摘のとおりであり、たばこを吸っても良いといった表示のものはなく、受動喫煙を防止するといったものに合致するものである。喫煙可能の表示をしたとしても、「たばこを吸ってください」となるものではない。たばこの煙を迷惑に感じる人が、「このお店はたばこが吸えてしまうのか」と避けていただくのが目的である。逆に言えば、たばこを吸えることをメリットに感じる人もいるため、その方にお店を選んでいただくことにもつながるだろう。たばこを吸われない方がたばこの煙を吸ってしまう、意図しない受動喫煙を防止するためのまちづくりの分煙のあり方として、JTも京都府・市と意思を一つにさせていただいたため、この店頭表示ステッカーへの協力についても、地域の社社としてやらせていただいている。
- 表示の目的は、たばこを嫌いな方が健康被害を受けないようにそのお店に入らないことであり、その店がどのようなお店であるのか分かることが重要である。先ほど鈴木委員からも発言があったが、本検討委員会は受動喫煙を防止することが目的であり、喫煙を推奨する記載はできないだろうが、喫煙可能の表示ステッカーを貼付することは、「たばこを吸う人はいらっしやい」といったものではない。たばこの煙が苦手な方が避けるこ

とのできるように貼付することが目的である。JTとしては、喫煙を推奨するものではないという理解である。

「空間分煙」には様々な定義があり、本検討委員会でも意見が分かれている点は、「完全分煙」である「空間分煙」の定義と、京都市の事例のような喫煙・禁煙の区域を席で分けているが壁等の仕切りでは分けられていない「空間分煙」の定義があることである。後者は、京都市で定めた定義である。段階的な措置として「空間分煙」といった表示を使用するのであれば、用語の整理をすることが必要であるだろうし、本ガイドラインが参照する分煙の方法についての記載は厚生労働省の分煙効果判定基準についてのものになっており、「空間分煙」＝「京都市での完全分煙」の定義にあたる。完全な分煙なのか、席だけを分けたものなのか、そういった施設対応が分かるような店頭表示ステッカーを例示として記載していかないと、利用者の方の選択に不便等が生じてしまう。

○**委員長** ただいまの意見について、事務局から修正等の意見はあるだろうか。たとえば、「空間分煙」を「完全分煙」、「不完全分煙」といった形に分けるなど。

○**事務局** 情報を提供する上ではより詳しいものが良いだろうし、厚生労働省の取り組みについては記載が足りなかったため、ガイドラインの本文か資料編に記載するように検討したい。いずれにしても段階的な措置のことについての議論であるので、どのように分かりやすくするかといった観点から記載を検討したい。

○**齋藤孝一委員** 「空間分煙」の定義をどのようにするかによって、先ほどの内容を加えるのかどうかだと思ふ。他の自治体の事例を参照するときには、法律改正や基準改正が行われた去年の後半以降の事例であるかどうかには留意していただきたい。以前の事例を参考としても意味がない。新しい概念が示されている、ということは理解しておいてほしい。

○**三浦委員** まず、表示ステッカーについては京都市の事例のようなものが多様な種類があり良いのではないだろうか。店によって喫煙・禁煙席に分けているところが多数だと思うし、店の外に一か所だけ喫煙区域を設けているところもある。そのため、「喫煙可能区域」の表示はやむを得ないのではないだろうか。また、多数の言語で書かれている点にも注目したい。外国からのお客さんは、このホテル等に喫煙の区域があるのだろうかというリスクを常に考えていると思う。そのため、このように分かりやすく表示することは重要である。このような店頭表示ステッカーについては、飲食店ごとに負担していただくことは難しいことであり、何らかの支援が必要になるだろう。

「分煙」については、「完全な分煙」というものはあり得ないものと考えている。完全に整備された喫煙席であっても、その区域から出た方の周りにはたばこの煙がまわり

付いている。タクシー等についても、「完全分煙」と定められているにも関わらず、たばこ臭いタクシーがあるのは、運転手が喫煙者だからである。このような場合は、表示している分煙とは全く異なり、「時間分煙」といったことになるだろう。

「ガイドライン」に罰則がないこと自体が問題ではあるが、県民に受動喫煙がいかに危険なものであるのかを理解していただいて、完全禁煙に向かっていくためにも、「可能な限り」や「段階的な措置として」等の文言を書き加えることはやむを得ないと感じる。東京オリンピック・パラリンピックの情報がある以上は、なるべく国の動向に近いものであるべきだが、国の方でも非常に難儀する問題であると思う。「ガイドライン案」については、前回に比べ非常に踏み込んだものになっていると思うため、「可能な限り」の文言を書き加えることについては、改訂のたびに必ず見直すことを条件に認めることとして、確定していただければよいだろう。

○**園田委員** 秋田県医師会の立場でありながら、「今よりも状況が進むのであれば」ということで、可能な限りということまで含めて発言をしていただき、メーカーとして感謝申し上げます。繰り返しになるが、たばこを吸われない方、受動喫煙により健康被害を受けたくない方がお店を選択できるように、より分かりやすく店頭表示することが受動喫煙防止対策の基本であるだろう。三浦委員も発言されていたが、店頭表示ステッカーは相当な枚数が必要になることと思う。数千枚といった枚数になってくると思う。J Tとして表示ステッカーを準備させていただくので、貼付できるか、できないかの事例で議論するのではなく、具体的に選択していただいて受動喫煙防止につながるような実のある表示ステッカーにするために、デザイン等を含め前向きに検討していただきたい。

○**鈴木委員** J Tから直接飲食店等に配布するのであれば賛成であるが、間に県が関与し、J Tからお金をもらって表示ステッカーを作成し、県が配布することだけはやめていただきたい。これはF T C T（たばこ規制枠組条約）に違反することになる。日本はその条約を批准しており、たばこ産業からのお金で自治体等が物を提供することは禁止されている。直接配られるのならよいのだが。

○**園田委員** F T C Tについては政府見解が出ている。最終的には批准した内容に基づき、その運用については各国裁量に委ねられることになっていると認識している。京都市がF T C T違反をしているということか。

○**鈴木委員** 私が言いたいのは、「京都市が行っているから秋田県も行ってよいのだ」というわけではないということである。「守れないからこうしてほしい」という大前提を捨ててほしい。

- 園田委員** 企業の資金を使うことよりも、税金を使った方が良いということか。
- 鈴木委員** それは異なる。
- 委員長** 県としては、JTのお金をもらって何かをしようとする考えはない。もちろんそれはJTにやっていただいても構わないが、どのような表示ステッカーなのかについては、事前に拝見したい気持ちはある。
- 鈴木委員** 事務局に伺いたい。ガイドラインに示されるのは、各事業所は自分で作って、表示をしてくださいといった例であるのだから、県がそれを貼付するように要請するのか。貼らなければならないということではないという認識でよいか。
- 事務局** 貼らなければならないというものではない。ただ、たばこの煙を吸いたくない方が吸わないように、お店のことが外から分かるようにしたいということである。
- 鈴木委員** 表示しましょう、ということだろう。
- 委員長** 園田委員に伺いたい。表示ステッカーを貼付する意味は「利用者の意図しない受動喫煙を防止するため、受動喫煙防止対策の実施状況について、表示するようにしましょう」ということだろうし、受動喫煙防止対策を行っていることが分かるようなステッカーの必要がある。実施事業所等に対して、JTからそのようなステッカーを配布するという理解でよろしいか。
- 園田委員** 根本的に考え方の違いを感じる。官民が協力して自主的な取組を進めていく上で、私たちJTが貼付の活動を進めるべきなのだろうか。実際に貼付するのは個々の事業者の方だと思う。貼る、貼らないの判断も含め、事業者の判断である。それをJTがお願いするということは、私たちの役割なのか。
- 委員長** そのようなことは言っていない。貼付する際には、受動喫煙防止対策を行っているということが表示されたステッカーでお願いしたいということである。
- 園田委員** その対応の分かるような、現在行っている対応の表示ステッカーを貼ること自体が町ぐるみの受動喫煙防止対策になるのではないか。そうすることで、お客様が選択でき、入りたくないお店には入らないという選択ができる。たばこの煙を吸いたくないから、このお店を選ばないという選択ができる。

- 黒沢委員** 表示ステッカーの問題については、J Tが行うべきではないと思う。このようなガイドラインを策定するのであるから、これはあくまでも県の予算で、県がやるべきである。実際に行う際には、飲食店関係者やホテル関係者に意向を確認しながら選んでいただき、貼っていただくべきである。たばこを売っているJ Tがやるようなことではない。
- 浅利委員** 黒沢委員の意見のとおりである。J Tが表示ステッカーを作成して、ホテル等が貼るといった感覚ではない。すでに料飲組合として、表示ステッカー等の貼付を行っている。「ガイドライン案」に示された表示ステッカー以外は貼ることができないと受け取りかねないところがあったが、その部分の誤解は解消された。また、県がたばこを吸うことを推奨した表示を行うのは厳しいということもよく分かった。それであれば、組合や個々の店が喫煙可能表示等についても考えて、希望しない方が受動喫煙にあたらないよう、定められたルールを守ってやっていきたい。誰が貼るのかという議論になったが、組合としてはこのように受け止めている。
- 黒沢委員** 飲食店やホテルには、率先してたばこを吸わないような環境づくりをしていただきたい。私たちは美味しく楽しい食事や快適な宿泊をしたいと思っているが、ロビー等で喫煙者を見ることがある。今時の都会では見られない光景である。客室や分煙フロアで喫煙をしていると思う。第1回、第2回の検討委員会でも、飲食店等の組合の委員の方は、喫煙者のことを考えて発言しているように受け止められるが、たばこを吸わない人も数多くいると思うので、吸わない人のことを考えたら、もっと違う内容の発言にならなければならないと思う。逆に飲食店等が完全に禁煙とするようなことで差別化を図っていけるのではないか。こういったことを組合が率先するべきであり、代表の方が事業所に選択させるようにする必要があると思う。
- 浅利委員** おっしゃることも理解できるが、例えば会場を選ぶ時に不都合があるという強い意見があると決まらないこともある。情勢がたばこを吸わないような方向に転換していけば、決まりやすくなるが。
- 黒沢委員** たばこを吸う人のことを責めないし、J Tを責めるようなこともない。しかし、業界の方々は一つの方向の議論だけしかしていないように感じ、その点に関しては違うのではないかと思う。
- 委員長** パブコメには様々な意見が寄せられたが、その中で、「たばこを吸わない人の方が多数派なのになぜ吸わない人が遠慮しなければならないのか、もう少し吸わない人のことを考慮してほしい」といった意見もあった。

- 黒沢委員 第一段階のガイドラインとしては、現在の案で良いのではないかと。
- 浅利委員 先ほどの表示ステッカーの件については分かった。「空間分煙」については様々な定義があるため、「ガイドライン案4-(3)【段階的な措置の例】」の「空間分煙」の説明の中の※印参照を削除していただくか、それができなければ中段から（喫煙場所から～）の説明を削除してもらいたい。これらがどちらも困難であるならば、中段の冒頭部分に「可能な限り」といった記載を書き加えていただきたい。言葉の定義や立場の違いがあるためであり、修正に対応していただいたものを組合に持ち帰り、説明したい。
- 齋藤孝一委員 「ガイドライン案 資料編 2分煙の方法」には分煙の方法についての記載が不十分である。分煙の方法は数多くあるのだが、何も中身が記載されていない。タイトルは「分煙の方法」であるが、方法については記載されていない。
- 鈴木委員 ここに記載されていることは分煙の方法ではないのか。
- 齋藤孝一委員 もっとあるのだが、二行しか記載されていないということである。
- 委員長 「ガイドライン案 資料編 2分煙の方法」に記載の説明では足りないということか。
- 齋藤孝一委員 足りない。例えば喫煙室に関しても、屋外に設置するものがあれば、屋内に設置するものもある。先ほども議論になったが、設備によって空間の煙を薄めるといった方法もあるが、たった二行の記載で終わってしまっている。
- 委員長 このことについて、事務局から回答を願いたい。
- 事務局 齋藤委員から提供いただいた情報等を確認し、記載については検討する。
- 委員長 浅利委員からの意見で、「ガイドライン案4-(3)【段階的な措置の例】」の「空間分煙」の説明について修正を求められたが、このことについて意見はないだろうか。
- 園田委員 「段階的な」という部分もあり、これまでの意見から、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が「可能な限り」流れないようにするといった文言の付記をすること、分煙の方法が限定的になるとの御指摘があったので誤解を招かないためにも注釈以降の部分削除するというのではないかと。あと加えさせていただければ、京都市の事例は

バリエーションがあり、事例を増やすことで可能性が広がるというのであれば、例示としてバリエーションを増やして示していただければ、よろしいかと思う。

○委員長 「可能な限り流れ出ないようにする」という記載にすることでよいだろうか。

○鈴木委員 「可能な限り」という文言は書き加えるのか。

○委員長 三浦委員も書き加えることは致し方ないとの考えであったこともある。

○三浦委員 完全な分煙というものが無理なものであるため、「可能な限り」という記載が合っているだろう。

○鈴木委員 「流れ出ないようにする」という文言に「可能な限り」といった意味が含まれていると感じるが。「流れ出ないようにしなければならない」といった記載ではないので、かなり甘い記載だと思う。「可能な限り」と記載すると逃げ道になってしまうおそれがある。

○園田委員 努力をする方向性としての「可能な限り」であり、逃げ道ではない。

○委員長 「ガイドライン案4-(3)【段階的な措置の例】」の「空間分煙」の説明の注釈についてはいかがか。この部分を記載すると強制することになるということであったが。

○園田委員 分煙の方法が一つになってしまうという話である。齋藤委員の発言は、分煙の定義づけとして、注釈で参照するようなものを示すのであれば、幅広に記載しなければならないという話だと思う。「ガイドライン案」の注釈参照の記載では限定的なものとなってしまう、注釈としては弱いのではないか。

○鈴木委員 記載が弱いのであれば、参照ではなく、参考としてみてはいかがか。

○齋藤孝一委員 参考といった内容のものでもない。

○委員長 厚生労働省からの内容を参考にし、事務局でより詳しく書くということで御理解願いたい。

- 浅利委員** この注釈を削除していただきたいと発言した趣旨は、京都市の事例の「空間分煙」は「禁煙と喫煙エリアは壁等で区切られておりません」と明確に表示ステッカーに記載されているのに対し、「ガイドライン案」の注釈以下を見ていくと、京都市の事例はそもそもが「空間分煙」に該当せず、「空間分煙」の定義に関する論議に再度陥ってしまう可能性があるため、注釈は削除していただけないかという趣旨であった。
- 委員長** 事務局、齋藤委員から意見があったが、「ガイドライン案4－(3)【段階的な措置の例】」の「空間分煙」の説明について、完全な分煙と、緩やかな分煙に分けたらどうかということであったが、このことについてはいかがか。
- 黒沢委員** 齋藤委員のいう方法は「空間分煙」ではないのですよね。別の方法の分煙ということですよね。
- 齋藤孝一委員** 私の考えでは「空間分煙」ではないが、「空間分煙」に無理に含めることは可能であると思う。
- 黒沢委員** 齋藤委員から事務局がどのような分煙かを確認して一行書き加え、4種類の分煙とするのがよいのではないか。
- 齋藤孝一委員** たばこの煙を吸うか吸わないかではなく、吸った場所の空気を薄めるという考え方であり、どちらの分煙にも該当しないのである。
- 委員長** 段階的な措置として、「時間分煙」や従来の「空間分煙」、機器を使った「完全分煙」に分けるという意見であるが、事務局の意見を伺いたい。
- 事務局** 以前、齋藤委員から「構造上、エリアの中には煙が逆流しないような空気の流れとするものがある」との発言があったので、その内容について資料編等に付け加える方向でやらせていただくことを考えている。
- 委員長** 表現が妥当であるかわからないが、「空間分煙」を「不完全空間分煙」と「完全空間分煙」と分けて、表記するのかという点に関してはいかがか。
- 園田委員** 委員長の考え方がよいのではないだろうか。完全か不完全の議論は時間ばかり経過して、結論が出ない話であると思う。あくまでも完全ではないが、段階的に受動喫煙防止対策を進めていく方向性は確認されている。「表示」、「時間分煙」、「空間分煙」の他に、AとBを分け、強制排気を行うような「完全分煙」と定義した分煙を加え、4

つの選択肢の分煙を示した方がよいのではないか。分煙を認めるのか否かについてはここで議論をしないが、よりセパレートして、屋外に排気した方が分煙の効果は高いのであるだろうから、段階的な措置として「空間分煙」の下に「完全分煙」を加え、その「完全分煙」の分煙の方法が注釈の厚生労働省のガイドラインの内容であるとわかりやすくなるのではないか。この場で「空間分煙」が有用か否かについて議論することは大変難しいものであると思うので、不完全ではあるかもしれないけれども段階的には進んでいる方法として示した方がわかりやすいのではないかと感じる。

○委員長 これではよろしいか。

(4-(2) 協議事項「②その他」)

○委員長 協議事項の「②その他」について、御意見はあるだろうか。

○小玉委員 そもそも守らなくてはならない、子ども達の視点を大事にしてほしい、といった意見がパブリックコメントに多く寄せられているので、事業者や飲食店、イベント会場等と同様に、家庭の中での受動喫煙防止対策についてはガイドラインの内容に含むことができないのか。また、県民の理解を深めるために普及活動や受動喫煙防止対策の事業を実施していくと思うが、議論に上がっていた表示ステッカーだけでなく、たばこの害が毒として子どもに降りかかっています、といったメッセージ性のあるステッカーやチラシ、デザイン等も効果的なのではないだろうか。

○委員長 このことについて、事務局の意見を伺いたい。

○事務局 家庭内の受動喫煙は重要な問題であると思うが、県が行っている普段の普及啓発活動でPRしていきたい。このガイドラインは不特定多数の方が利用される施設を念頭に考えており、家庭内については示しがたい。県として、個々の家庭内に介入することは難しい面がある。

○小玉委員 家庭内に加え、子ども達が参加する会合等でもたばこの煙を浴びているという現状があるので、曖昧ではなく、子どもがいる環境については全面禁煙としてほしい。また、子育て環境についてもたばこを吸われている母親が多いので、役割として医療機関か行政なのか分からないが、心のケア等についても検討いただければと思う。

○委員長 様々なことをガイドラインとして集約する必要があるため、それについては県民の健康増進のためと記載している点と、本来であれば官公庁や教育施設については分煙について配慮していただくべきものであるので、普及啓発活動を通して関係機関との

連携を取っていきたい。ガイドラインにそのような各論を持ち込むことは難しいだろう。

○**小林委員** たばこの害については、各市町村において母子手帳の交付の際や普及啓発活動の際に行っている。また、大館市では子どもの健診などでも家庭内での受動喫煙防止について取り組んでいる。例えばガイドラインに全て盛り込むのではなく、自治体や教育施設に一文盛り込んでいただければ、共にこのガイドラインを推進していく方向となるだろう。

○**委員長** 「ガイドライン案5」の行政の説明部分に同様の内容が記載されているので、この部分に含まれているという御理解で願いたい。また、本日いただいた御意見を事務局でまとめ、ガイドラインの最終案としたいと思う。このことについては最後に事務局から説明する。加えて、今後受動喫煙防止対策を進めるにあたって参考とするため、パブリックコメントにも意見が寄せられた路上喫煙について、委員の皆様御意見を伺いたい。受動喫煙防止対策の一環として、盛り込むべきではないかといった意見が寄せられている。

○**鈴木委員** 受動喫煙防止対策の観点では路上喫煙も行ってはいけないことであるけれども、この「ガイドライン案」の中には記載されていない。私はこの点についても盛り込んでいただきたいが、盛り込むためには相当な議論が必要になってしまうであろう。

○**黒沢委員** 今回はあくまでも施設や公共の場等に関してなので、別のことになってしまうのではないかな。

○**委員長** 「ガイドライン案4-(2)」の「区分オ」について、祭りやイベントについては含めてはいるのだが。

○**三浦委員** 記載するのであれば「区分オ」がよいのではないかな。私たちは以前から、学校や通学路については受動喫煙防止の取組を行っている。アルヴェの付近は路上喫煙禁止となっており、アルヴェの管理者は健康増進法違反であるからと言っていた。健康弱者と言われる方や子どもを守るためには「区分オ」に記載することがよいのではないかな。

○**委員長** 記載するとなれば、どのような内容になるだろうかな。

○**園田委員** ここに来て、この議論を進めるとまとまらなくなるのではないかな。あくまでも千代田区の条例は「環境美化や歩きたばこの防止」に関するものである。

○委員長 確かに環境や生活環境での観点のものである。

○三浦委員 「区分エ」に通学路が含まれている。

○委員長 「区分エ」に通学路が含まれているので、この部分で読み取っていただくこととしてよろしいだろうか。

(4-(3) その他)

○委員長 最後に、次第「その他」について、児玉委員から「ネオニコチノイド系農薬について」情報提供がある。

○小玉委員 ニコチンや受動喫煙での健康被害に関連し、子どもたちの安全や食の安全にもつながるということで、ニコチンと同じ成分を持つネオニコチノイド系農薬の被害について、資料を提供させていただいた。子どもたちの将来やこれからの秋田の食を考えていけたらと思う。

○委員長 資料提供という形でよろしいだろうか。国ではこのことについて規制をするまでのことではないといった姿勢であり、また今後の研究者等の治験に基づいて国の動向も変化をしていこう。以上で、本日予定していた議題を終了とする。

—閉会—